

パブリックコメント

「逗子市手数料条例の一部改正」に対する意見を募集します。

市が提供するサービスに必要な費用は、市税などを通じて市民に負担いただいておりますが、特定の方のみが提供を受けるサービス（施設の利用料や、住民票や証明書の発行など）は、サービスを受ける方と受けない方の負担が公平でないことから、サービスを受ける方に、使用料や手数料などとして一定の費用を負担していただいております（受益者負担）。

市では3年毎にサービスに必要な費用を計算し、手数料の額が適正かどうかの検討を行っていますが、今回、平成27年度決算に基づく検討を行った結果、サービスに必要な費用が現在の手数料の額を上回るもののうち一部のものについて、料金の改正をご提案するものです。この改正案について、広く皆様の意見を募集します。

1. 意見の募集期間：2016年（平成28年）6月10日（金）
～7月11日（月）（期間最終日の17時必着）
2. 案の閲覧方法
○市のホームページ：
<http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/zaisei/2016001.html>
○閲覧場所：財政課（市役所3階）、課税課、納税課、環境管理課、まちづくり課、都市整備課（市役所2階）、情報公開課、戸籍住民課（市役所1階）、市民交流センター、沼間小学校区コミュニティセンター、小坪小学校区コミュニティセンター、文化プラザホール、逗子アリーナ、高齢者センター、体験学習施設スマイル、図書館
3. 意見の提出方法：任意の様式に「逗子市手数料条例の一部改正に対する意見」と明記し、住所、氏名、意見を記入の上、次のいずれかの方法でお寄せください。
 - (1) 郵送 〒249-8686 逗子市逗子5-2-16 財政課
 - (2) FAX 046-873-4520
 - (3) 市ホームページから送信
市ホームページ財政課へのお問い合わせフォームから送信
 - (4) 持参 経営企画部財政課（市役所3階）
※開庁時間外、土曜日、日曜日、祝日は除きます。
4. その他
皆様からお寄せいただいたご意見は、本市の考え方とともに、後日ホームページで公表します。個々の意見に対しては、直接回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先：逗子市経営企画部財政課
TEL 046-873-1111（代表）
FAX 046-873-4520

資料 1 逗子市手数料条例の一部改正について

1 概要

市が提供するサービスに必要な費用は、市税などを通じて市民に負担いただいておりますが、特定の方のみが提供を受けるサービス（施設の利用率や、住民票や証明書の発行など）は、サービスを受ける方と受けない方の負担が公平でないことから、サービスを受ける方に、使用料や手数料などとして一定の費用を負担していただいております（受益者負担）。

市では3年毎にサービスに必要な費用を計算し、手数料の額が適正かどうかの検討を行っていますが、今回、平成27年度決算に基づく検討を行った結果、サービスに必要な費用が現在の手数料の額を上回るもののうち一部のものについて、料金の改正をご提案するものです。

2 条例改正（案）

逗子市手数料条例別表第1

【改正前】

種別	単位	金額	備考
一般諸証明	1件	200円	1 租税、公課その他諸収入金の証明については、その種類及び年度ごとに1件とする。 2 名義人ごとに土地は2筆、家屋は2棟、船は1隻、車は1台を1件とする。
公簿、公文書の謄本、抄本又は写し（戸籍の謄本、抄本の場合を除く。）	1枚	200円	日本工業規格A列3番大までを1枚とする。
図面の謄本又は抄本	1枚	250円	

(中略)

公簿、公文書、図面の閲覧及び照合 (戸籍法(昭和22年法律第224号)第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく書類の閲覧を除く。)	1件	200円	公簿は1冊(単葉で整理されているものについては1葉とし、住民票については1世帯とする。)、公文書は1事件、図面は1枚各2時間を1件とする。
公簿、公文書、図面又はこれらに類するものを複写機により作成した市長の認証印のない写し	1枚	200円	日本工業規格A列3番大までを1枚とする。

(以下省略)

【改正後】

種別	単位	金額	備考
一般諸証明	1件	300円	1 租税、公課その他諸収入金の証明については、その種類及び年度ごとに1件とする。 2 名義人ごとに土地は2筆、家屋は2棟、船は1隻、車は1台を1件とする。
公簿、公文書の謄本、抄本又は写し（戸籍の謄本、抄本の場合を除く。）	1件	300円	住民票、戸籍の附票の写し及び印鑑証明書は1通、印鑑登録証は1枚を1件とする。
図面の謄本又は抄本	1枚	300円	日本工業規格A列3番大までを1枚とする。

(中略)

公簿、公文書、図面の閲覧及び照合 (戸籍法(昭和22年法律第224号)第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく書類の閲覧を除く。)	1件	300円	公簿は1冊(単葉で整理されているものについては1葉とし、住民票については1世帯とする。)、公文書は1事件、図面は1枚各2時間を1件とする。
公簿、公文書、図面又はこれらに類するものを複写機により作成した市長の認証印のない写し	1枚	300円	日本工業規格A列3番大までを1枚とする。

(以下省略)

資料2 原価計算結果等一覧

(単位 円)

手数料条例区分	担当課	事務の内容	現行料金	原価	理論負担率	実際の負担率	改定額	改定後負担率	【参考】 県内18市・葉山町平均
一般諸証明	課税課	所得/課税・非課税証明	200	403	100%	50%	300	74%	300
	課税課	固定資産評価証明等	200	409	100%	49%	300	73%	300
	納税課	納税証明	200	406	100%	49%	300	74%	300
	戸籍住民課	身分証明書等	200	475	100%	42%	300	63%	300
	環境管理課	都市計画証明	200	621	100%	32%	300	48%	303
公簿、公文書の謄本、抄本又は写し（戸籍の謄本、抄本の場合を除く。）	戸籍住民課	住民票の写し、住民票記載事項証明書の交付	200	479	100%	42%	300	63%	300
	戸籍住民課	戸籍の附票の写し	200	771	100%	26%	300	39%	300
	戸籍住民課	印鑑登録証	200	984	100%	20%	300	30%	300
	戸籍住民課	印鑑登録証明書	200	609	100%	33%	300	49%	300
図面の謄本又は抄本	—	図面の謄本又は抄本	250	312	100%	80%	300	96%	—
公簿、公文書、図面の閲覧及び照合（戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく書類の閲覧を除く。）	課税課	台帳の閲覧	200	387	100%	52%	300	78%	300
	戸籍住民課	住民基本台帳の一部の写し閲覧	200	1,019	100%	20%	300	29%	300
	都市整備課	境界確定図交付手数料	200	622	100%	32%	300	48%	189
公簿、公文書、図面又はこれらに類するものを複写機により作成した市長の認証印のない写し	課税課	課税資料の写しの交付	200	392	100%	51%	300	77%	300
	まちづくり課	自然環境評価図交付手数料	200	1,176	100%	17%	300	26%	—